

盛岡市

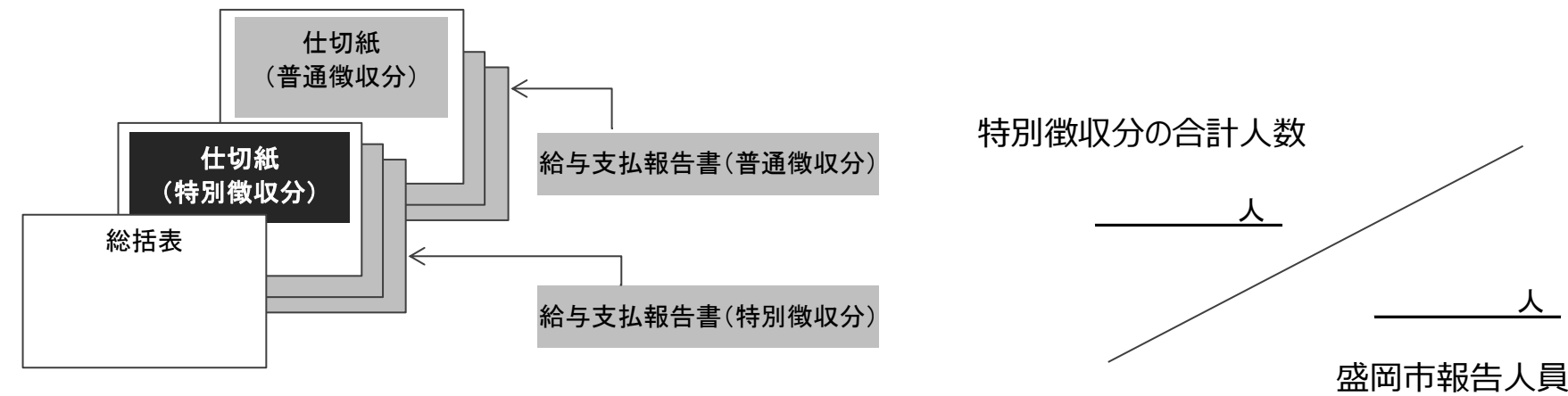
指定番号



市民税・県民税・森林環境税を令和7年6月から令和8年5月まで

特別徴収する方

仕切紙（特別徴収分）



□ 給与支払報告書の仕分けについて

この仕切紙の後ろには、次の給与支払報告書（個人別明細書）を添付してください。

○ 給与天引する方

令和7年1月1日時点で在職（雇用）し、令和7年6月以降も引き続き勤務が見込まれる方。
（雇用形態がパート・アルバイト等の方で、契約上の雇用期間が通年ではなく、勤務日数等に応じて毎月の給与支給額が変動する場合であっても、令和7年6月以降引き続き雇用する予定の方は、原則として「特別徴収する方」となります。）

特別徴収を希望される、乙欄で源泉徴収した従業員は、給与支払報告書の摘要欄に「特別徴収希望」と記入してください。

※ 徴収区分については、法令に基づき訂正する場合があります。

※ 次の方は、別紙仕切紙「特別徴収できない方（普通徴収分）」の後ろに添付してください。

・退職者及び退職予定者

令和7年1月1日以前に退職された方、または令和7年1月以降に退職の予定がある方。

・乙欄等

- 給与に係る所得税の源泉徴収において、税額表の乙欄を使用した方。
- 2以上の勤務先がある方のうち、主たる勤務先以外の給与支払報告書として提出される場合。
- 給与の支払が不定期であるため、継続して特別徴収ができない方。
（不定期であるとは、雇用条件等により給与支給の無い月が予定されている場合や実績払等で支給額の変動幅が大きい場合をいいます。）

※ 給与支払報告書（個人別明細書）は、この仕切紙を使用し、特別徴収分と普通徴収分に分類してください。

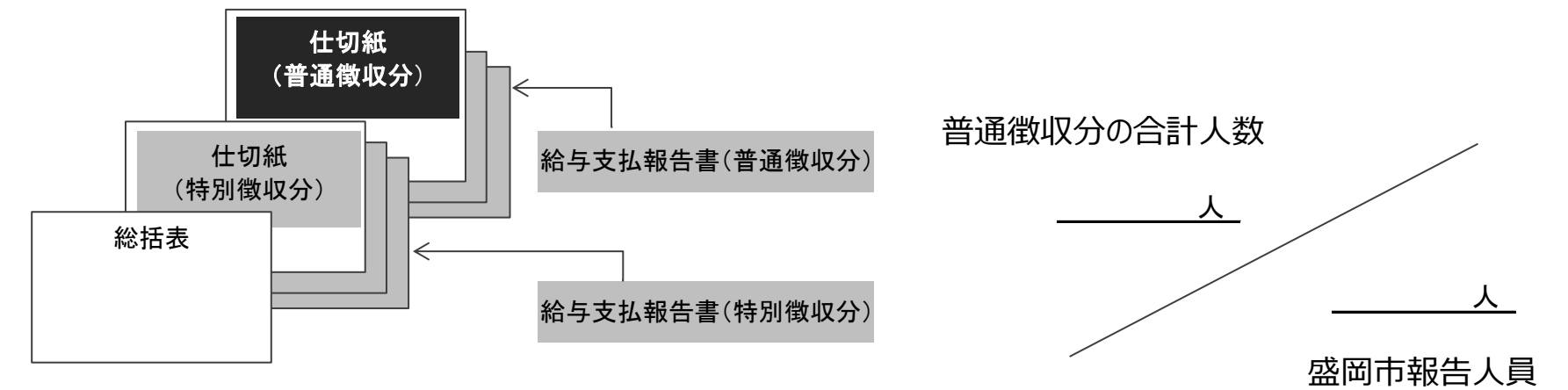
盛岡市

指定番号



特別徴収できない方

仕切紙（普通徴収分）



□ 給与支払報告書の仕分けについて

この仕切紙の後ろには、次の給与支払報告書（個人別明細書）を添付してください。

○ 退職者及び退職予定者

令和7年1月1日以前に退職された方、または令和7年1月以降に退職の予定がある方。

○ 乙欄等

- 給与に係る所得税の源泉徴収において税額表の乙欄を使用した方。
- 2以上の勤務先がある方のうち、主たる勤務先以外の給与支払報告書として提出される場合。
- 給与の支払が不定期であるため、継続して特別徴収ができない方。
（不定期であるとは、雇用条件等により給与支給の無い月が予定されている場合や実績払等で支給額の変動幅が大きい場合をいいます。）

※ 徴収区分については、法令に基づき訂正する場合があります。

※ 次の方は、別紙仕切紙「特別徴収する方（特別徴収分）」の後ろに添付してください。

・給与天引する方

令和7年1月1日時点で在職（雇用）し、令和7年6月以降も引き続き勤務が見込まれる方。
（雇用形態がパート・アルバイト等の方で、契約上の雇用期間が通年ではなく、勤務日数等に応じて毎月の給与支給額が変動する場合であっても、令和7年6月以降引きつづき雇用する予定の方は、原則として「特別徴収する方」となります。）

※ 給与支払報告書（個人別明細書）は、この仕切紙を使用し、特別徴収分と普通徴収分に分類してください。